

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

- ▶ 認定こども園が幼稚園及び保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることを周知します。
- ▶ 幼稚園及び認可保育所（園）から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を行います。
- ▶ 認定こども園、幼稚園及び認可保育所（園）の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び認可保育所（園）と小学校等との連携を推進します。
- ▶ 認定こども園、幼稚園及び認可保育所（園）は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳未満児の保育を地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながることから、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携により、切れ目なく適切に保育が受けられるよう推進します。
- ▶ 保育者の人材確保対策の充実など、教育・保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等の体制整備に努めます。
- ▶ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行います。

6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

幼児教育・保育の無償化に伴う「子育てのための施設等利用給付」の認定については、市に対し申請することで、利用料の全部または一部を受け取ることができます。

制度の円滑な実施のため、施設等利用給付費のしくみや手続きの方法等について分かやすく周知するとともに、市役所等の相談機会や幼稚園等の現場において、保護者への情報提供を徹底します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、必要に応じて愛知県に施設の運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令等に基づく是正指導等の協力を要請するなど、愛知県と連携を図ります。